

省エネルギー設備補助金 必要書類

補助金に申込まれる際は以下の書類(写し可)と交付申込書兼実績報告書をご提出ください。

□ 事業計画書(様式第9号の別紙1)

※様式はホームページに掲載しております。

□ 商業登記又は法人登記の登記事項証明書 ※法人の場合

発行から3か月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

□ 確定申告書B ※個人事業主の場合

□ 設置場所において事業活動を営んでいることがわかる書類

申込者の所在地(住所)と省エネルギー設備の設置場所が異なる場合のみ必要

□ 省エネルギー設備を導入する事業所の位置図

Google マップの衛星写真等でも可

□ 事業所で使用している更新事業前の設備の設置状況及び型番が確認できる写真

ただし、照明器具の更新の場合は設置状況が確認できる写真のみ(型番の写真は不要)。

また、照明器具であって、同じ型番のものが複数ある場合は、同一型番ごとに一つの写真で可。

□ 事業所で使用している更新事業前の設備の設置場所を示した平面図

設備ごとに事業計画書(様式第9号の別紙1)と同一の番号を付したものを。

□ 事業所で使用している更新事業前の設備の性能が確認できる書類

カタログや仕様書等。ただし、照明設備の更新の場合は除く。

□ 導入する省エネルギー設備の省エネルギー性能が確認でき、かつその性能が補助対象事業の

要件を満たすことを確認できる書類

カタログや仕様書等

□ 更新事業に係る見積書

補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別でき、かつ、導入する省エネルギー設備の製品名・型番が分かるもの。

□ エコアクション21 認証・登録証の写し若しくはISO14001 登録証及び登録付属書

ただし、熊本市事業所グリーン宣言登録制度による登録を受けている事業所の場合は提出不要。

☐ 誓約書（様式第20号） 非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合

※様式はホームページに掲載しております。

☐ 直近の定款 非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合

交付決定後の注意事項

交付決定後に事業内容を変更する場合は事前に変更承認願（様式第12号）を提出ください。

事前の承認を得ずに補助対象事業を変更し実施した場合、交付決定を取り消す場合があります。